

(物 品 売 買 契 約)

仕 様 書

1 件 名 令和5年度不用水道メーター等売却業務(2回目)

2 売却物品・規格数量等(予定)

売却物品名	1個あたり 重量(kg/個)	数 量	全体重量 (kg)
φ13mm水道メーター(未分解)【砲金】	1.0kg/個	623個	約623.0kg
φ13mm水道メーター(未分解)【エコー ラス砲金】		37個	約37.0kg
φ13mm水道メーター(未分解)【ビスマ ス砲金】		28個	約28.0kg
φ20mm水道メーター(未分解)【砲金】	1.7kg/個	12個	約20.4kg
φ25mm水道メーター(未分解)【砲金】	2.0kg/個	17個	約34.0kg
φ25mm水道メーター(未分解)【ビスマ ス砲金】		1個	約2.0kg
φ40mm水道メーター(未分解)【砲金】	4.2kg/個	1個	約4.2kg
φ40mm水道メーター(未分解)【ビスマ ス砲金】		7個	約29.4kg
φ50mm水道メーター(鉄くず)	17.0kg/個	20個	約340.0kg
φ75mm水道メーター(鉄くず)	29.0kg/個	5個	約145.0kg
φ100mm水道メーター(鉄くず)	41.0kg/個	2個	約82.0kg
合 計		753個	約1,345.0kg

3 引渡し期間

契約締結日の翌日から令和6年2月5日まで

ただし、平日8時30分から17時までに引き取りを完了すること。

4 引渡し場所 多賀城市上下水道部庁舎（多賀城市中央二丁目25番7号）

5 売却金額の納入

引取りした物品を売却後、受注者は発注者へ売却した重量及び金額を記載した書類を提出すること。

受注者は、提出書類に基づき発注者が交付した納入済通知書により、納入期限内に納入すること。

6 その他

(1) 引渡しは現状のまま行うものとし、解体仕分及び運搬等に要する費用は受注者の負担とする。

また、運搬に必要な車両や積込用敷材等は、受注者で用意すること。

(2) 引渡し場所内での作業に際しては、発注者の指示に従い、事故の無いよう十分に注意すること。

なお、引渡し場所内及び売却に係る際に起きた事故等で発生した損害を与えた場合は、受注者の責任において処理し、損害を賠償すること。

(3) 受注者は、委託業務の実施にあたっては、関連する諸法令等及び発注者が必要に応じて指示する事項を遵守しなければならない。

(4) 多賀城市は、環境マネジメントシステムを運用し、地球環境保全に取り組んでいることから、契約の範囲内において環境に配慮した事項を可能な限り実行すること。を与えた場合は、受注者の責任において処理し、損害を賠償すること。

(5) 受注者は、上下水道部と締結した物品売買契約において、当該の履行に当たり暴力団員等による不当要求又は妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察への通報等を行うこと。

(6) 受注者は、上記(5)により警察への通報等を行った場合には、速やかに建設工事等を所掌する課長等にその内容を書面により報告すること。

(7) 受注者は暴力団等による不当加入を受けたことにより業務に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、企業経営課長と協議を行うものとする。

(8) この仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。